

とができない。)が、當該財産目録に記載した價額を超える場合におけるその超過額の合計額を超えず、且つ債務超過又は支拂不能に陥る虞のない會社であつて、主務大臣の認可を受けたものと除く。

二 左の各號の一に該當する會社であつて、主務大臣の指定を受けたもの

イ 戰時補償金等の交付を受け、若しくはその交付を受けける権利を有し、又は在外資産を有する會社であつて、指定時において資本金二十萬圓未満のもの

ロ この法律施行後、債權の取立が著しく困難となつたことその他の事由により、會社の資產の價額が減少したため、債務超過又は支拂不能に陥る虞のある會社

ハ その所有する株式、出資證券又は社債の價額が、この法律施行後、著しく下落し、又はこれを處分することが困難となつたため、債務超過又は支拂不能に陥る虞のある會社

前項第一號但書の規定によつて、主務大臣の認可を受けようと/orする會社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以

内に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならない。

第一項第二號の指定を受けようにより、この法律施行後二箇月以内に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならぬ。

特別の事由があると認められる場合においては、主務大臣は、前二項の期間経過後にされた申請についても、認可又は指定をすることができる。

主務大臣は、第一項第一號但書の指定若しくは認可又は同項第三號の指定をしたときには、直ちにその旨を告示する。

資本金二十萬圓以上の會社について、戰時補償金等の交付を受けたことがなく、若しくはその交付を受ける権利を有せず、又是在外資產を有しないものは、この法律施行の日から三週間以内に、特別經理會社でない旨を主務大臣に届け出るとともに、その旨を公告しなければならない。

第二條 前條第一項第一號但書に該當する會社が、同條第二項の規定による認可の申請をしない場合に、當該會社に對し、指定時において拂込株金額若しくは拂込出資金額の十分の一以上に當る債權を

有する者、指定時において出資金額が資本金の十分の一以上に當る社員又は指定時において資本金の十分の一以上に當る株式を有する株主は、同項の期間經過後二十日以内に、會社に對して、同項の申請をするべき旨を請求することができる。

前項の規定は、前條第一項第二號イ乃至ハに該當する會社が、同條第三項の規定による指定の申請をしない場合に、これを準用する。

前二項の請求があつた場合には、會社は、直ちに前條第二項又は第三項の規定に準じて、認可又は指定の申請をしなければならない。

第三條 會社は、第一條第一項第二號但書の指定若しくは認可又は同項第二號の指定を受けたときは、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

第一條第六項の會社は、この法律施行の日から、本店の所在地においては二週間以内に支店の所在地においては三週間以内に、特別經理會社でない旨の登記をしなければならない。

第四條 指定時以前の原因に基いて生じた第一條第一項第二號の指定を受けた會社に對する債權について、指定時から同號の指定のあるまでにされた辨済その他債權を消滅させる行爲(免除を除く。)は、これを無効とする。但し、第十四條第一項但書に規定する債權については、この限りでない。

前項の規定は第三者の權利を害することができない。

第一項の會社が、指定時から第一條第一項第二號の指定のあるまでにした不動産又は重要な財產の譲渡は、これを無効とする。

第五條 特別經理會社は、遲滞なく、指定時現在における財產目録、貸借對照表、動產、不動產、債權その他の財產及び債務に關する明細書並びに指定時を含む事業年度開始の日から指定時に至るまでの損益計算書を作成しなければならない。

第六條 特別經理會社に特別管理人を置く。

第七條 特別經理會社には、指定時において、新勘定及び舊勘定を設ける。

特別經理會社の第五條の財產目録に記載した動產、不動產、債權

その他の財産（以下會社財産といふ。）は、命令の定めるところにより、會社の目的たる現に行つてゐる事業の繼續及び戦後產業の回復振興に必要なものを、指定時において、新勘定に所屬せしめ、新勘定に所屬せしめた會社財産以外の會社財産を、指定時において、舊勘定に所屬せしめる。

前項の規定によつて新勘定に所屬せしめる會社財産の範圍は、命令の定めるところにより、特別管理人がこれを決定する。

指定時後、會社の計算は、新勘定と舊勘定とに區分經理しなければならない。

第二項の規定によつて新勘定に所屬せしむべき會社財産を有しない會社及び清算又は破産手續中の會社には、第一項の規定にかはらず、舊勘定のみを設ける。

第一項乃至第四項の規定は、前項の會社において、新勘定及舊勘定を設ける必要が生じ、特別管理人の決定があつた場合に、これを準用する。

舊勘定に所屬する會社財産のうちで、あらたに新勘定に所屬せしめることを必要とするものを生じたときには、特別管理人の決定に基いて、これを新勘定に振り替へることができる。この場合においては、當該會社財産は、新勘定に

振り替へられた日において、新勘定に所屬せしめたものとす
る。

特別經理會社は、新勘定舊勘定毎に、帳簿を作成し、前各項の規定によつて、新勘定又は舊勘定に所屬する會社財產を明確にしなければならない。

第八條 特別經理會社は、前條第三項の決定に基いて、新勘定舊勘定毎に、會社財產の明細書を作成し、命令の定めるところにより、特別管理人の承認を受けなければならぬ。

前項の規定によつて特別管理人の承認を受けた舊勘定に所屬する會社財產の明細書は、特別管理人の承認を受けた日から二週間以内に、公證人の認證を受けなければならぬ。

特別の事由があるときは、主務大臣は、特別經理會社の申請により、前項の期間を延長することができる。

第二項の認證を受けなければ、前條第三項の決定は、その效力を生じない。

前條第七項の規定によつて、新勘定及び舊勘定に所屬する會社財產に變更のあつた場合において、前四項の規定を準用する。

特別經理會社は、舊勘定に所屬する會社財產であつて、新勘定又は舊勘定のいづれに屬するか分明でないものは、新勘定に所屬するものと推定する。前七項の規定は、舊勘定のみを設ける會社に對しては、これを適用しない。

第九條 第七條第一項の規定によつて、會社財產を新勘定及び舊勘定に區分經理した場合においては、舊勘定の貸借對照表の資產の部に、新勘定に對する未整理受取勘定を設けて、これに新勘定に所屬せしめた會社財產の第五條の財產目録に記載した價額と同じ金額を計上し、新勘定の貸借對照表の負債の部に、舊勘定に對する未整理支拂勘定を設けて、同一金額を計上するものとする。

前項の規定は、第七條第七項の場合に、これを準用する。

前條第七項の規定によつて、新勘定及び舊勘定に所屬する會社財產に變更のあつた場合において、前四項の規定を準用する。

前條第七項の規定によつて、新勘定及び舊勘定に所屬する會社財產は、舊勘定から新勘定に變り替へられた會社財產について、前四項の規定を準用する。

特別經理會社は、舊勘定に所屬する會社財產であつて、登記又は登録のあるものについては、舊勘定に所屬する旨の登記又は登録をしなければ、舊勘定に所屬することを以て第三者に對抗することができない。

前項の規定の適用を受けない特別經理會社の財產であつて、新勘定又は舊勘定のいづれに屬するか分明でないものは、新勘定に所屬するものと推定する。

前七項の規定は、舊勘定のみを設ける會社に對しては、これを適用しない。

第九條 第七條第一項の規定によつて、會社財產を新勘定及び舊勘定に區分經理した場合においては、舊勘定の貸借對照表の資產の部に、新勘定に對する未整理受取勘定を設けて、これに新勘定に所屬せしめた會社財產の第五條の財產目録に記載した價額と同じ金額を計上し、新勘定の貸借對照表の負債の部に、舊勘定に對する未整理支拂勘定を設けて、同一金額を計上するものとする。

第十條 特別經理會社は、毎月末における新勘定の貸借對照表の負債の部の未整理支拂勘定に計上した金額と同一の金額に命令の定める率を乗じて得

た金額と同じ金額を、翌月の初めに新勘定から舊勘定に繰り入れなければならない。

月の途中において、新勘定の貸借對照表の負債の部の未整理支拂勘定に計上した金額に増加又は減少のあつた場合においては、前月末における未整理支拂勘定に計上した金額に對して、前項の規定を適用して計算した金額に、未整理支拂勘定に増加又は減少のあつた日

の翌日からその月の末日迄の日割を以て、當該増加額又は減少額につき前項の金額を計算し、これを加算又は控除したものを以て前項に規定する繰入金額とする。

第十一條 特別經理會社は、指定時後的原因に基いて生じた特別經理會社に對する債權(以下舊債權といふ。)の先取特權、質權又は抵當權であつて、新勘定に所屬する會社財產の上に存するものは、命令により定める場合を除くの外、當該會社財產を新勘定に所屬せしめた日に、當該會社財產につき消滅する。

新勘定に所屬する會社財產が、鐵道財團、工場財團、鑄業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬してゐる場合には、命令により定める場合を除くの外、當該會社財產を新勘定に所屬せしめる日において、當該財團から除かれ、當該財團に

生じた特別經理會社に對する債權の供託金に對して、先取特權、質權又は抵當權を有する者として、その權利を行ふことができる。

第十二條 指定時以前の原因に基いて生じた特別經理會社に對する債權(以下舊債權といふ。)の先取特權、質權又は抵當權であつて、新勘定に所屬する會社財產の上に存するものは、命令により定める場合を除くの外、當該會社財產を新勘定に所屬せしめた日に、當該會社財產につき消滅する。

新勘定に所屬する會社財產が、鐵道財團、工場財團、鑄業財團、自動車交通事業財團に屬してゐる場合には、命令により定める場合を除くの外、當該會社財產を新勘定に所屬せしめる日において、當該財團から除かれ、當該財團に

生じた特別經理會社に對する債權の供託金に對して、先取特權、質權又は抵當權を有する者として、その權利を行ふことができる。

第十三條 指定時後的原因に基いて生じた債權を除く。以下新勘定に所屬せしめる日において、退職金その他指定期の前後に涉る

特別經理會社は、指定時以前の原因に基いて生じた收入及び支出を、舊勘定の收入及び支出として、經理しなければならない。

指定時後に退職した者に對する退職金その他の指定期の前後に涉る事項に係る收入及び支出に關して、經理しなければならない。

前二項の規定にかかはらず、命令により特別の定をなすことができる。

前項の規定は、第七條第七項の規定によつて、新勘定及び舊勘定に所屬する會社財產に變更のあつた場合において、前四項の規定を準用する。

前條第七項の規定によつて、新勘定及び舊勘定に所屬する會社財產は、舊勘定から新勘定に變り替へられた會社財產について、前四項の規定を準用する。

特別經理會社の新舊勘定併合の時から、第二項の債權の先取特權、質權又は抵當權は、同項の財產について消滅せず、及び第二項の財產は、當該財團から除かれなかつたものとみなす。但し、第一項の規定によつて、これらの權利が消滅した後、當該會社財產について、これらの權利の行使を妨げる権利が行使される場合に對する場合は、當該會社財產の所有権が當該會社に帰属する場合においては、この限りでない。

前項但書の場合においては、當該會社は、法令の定めるところに對する債權を有する者が、當該會社からその債權の辨済を受けることができる金額を供託しなければならない。

前項の債權を有する者は、前項の供託金に對して、先取特權、質權又は抵當權を有する者として、その權利を行ふことができる。

第十四條 舊債權(命令で定める債權を含む。)について、辨済を行ふ、假差押又は假處分をすることができない。

特別經理會社の新舊勘定併合の時から、第二項の債權の先取特權、質權又は抵當權は、同項の財產について消滅せず、及び第二項の財產は、當該財團から除かれなかつたものとみなす。但し、第一項の規定によつて、これらの權利が消滅した後、當該會社財產について、これらの權利の行使を妨げる権利が行使される場合に對する場合は、當該會社財產の所有権が當該會社に帰属する場合においては、この限りでない。

前項但書の場合においては、當該會社は、法令の定めるところに對する債權を有する者が、當該會社からその債權の辨済を受けることができる金額を供託しなければならない。

前項但書の場合においては、當該會社は、法令の定めるところに對する債權を有する者が、當該會社からその債權の辨済を受けることができる金額を供託しなければならない。

金錢以外の物の引渡しを目的とする
債權であつて、その給付が特別經
理會社の現行行つてゐる通常の業
務に屬し、且つ新勘定の計算にお
いて履行できるもの並びに左に掲
げるものについては、この限りで
ない。

舊勘定に所屬する財産の管理のために生じた債権についても前項と同様である。但し、この場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

による競賣手續は、その會社が特別經理會社である間、これを中止する。但し、その財產が新勘定に所屬することとなつたときには、これら手續は、この法律の適用の限度において、その效力を失ふ。

場合においては、その代表者のうちから二人の特別管理人を選任しなければならない。

前項の特別管理人の選任につき、時期、方法その他必要な事項は、命令の定めるところによる。

第一項の規定による最初の特別管理人の全員が選任されたときに、特別管理人として、（略）

る承認及び第二十三條第二項の規定による同意をするときには、その過半數を以て、これを決する。但し、可否の意見が同數の場合には、特別管理人の申請により、主務大臣がこれを裁定する。

二 指定時以前に確定した給料その他命令で定めるこれに準ずる債権

三 の他命令で定める定期的給與の
債權

四 従業員の預かり金その他これ
に準ずる債權（命令で定める制
限を超えないものに限る。）

四 指定時以前に確定した退職金

五 その他命令で定める臨時の給與の債權（命令で定める制限を超えないものに限る。）

五　會社の通常の業務の運営に伴 ふ千圓未満の賣權

六 その他命令を以て定める責權

特別經理會社は、前項各號に掲

する債権については、これを舊勘

定から辨済することができない場

合に限り、特別管理人の承認を受

けて、第九條の規定によつて設け

た新勘定の貸借対照表の負債の部

の未整理支拂勘定に計上した金額の限度において、これを新勘定から辨済することができる。

第十五條 特別經理會社について
は、破産の宣告をすることができ
ない。

特別經理會社の解散、合併、組織
變更又は資本(出資金を含む。)の
増加若しくは減少に関する總社員
の同意、株主總會の決議又は社員
總會の決議は、その效力を生じな
い。但し、特別の事由により主務
大臣の承認を受けた場合において
は、この限りでない。

特別經理會社になつたものの財
産に對し、既にされた強制執行、假
差押若しくは假處分又は競賣法に

他の法令又は定款の定にかかる
らず、特別經理會社の指定時を含
む事業年度は、指定時に終了する
ものとし、これに續く期間は、次期
の事業年度に屬するものとする。

指定時に終了する事業年度にお
いて生じた利益は、他の法令又は
定款の定にかかはらず、これを積
み立てなければならない。

第十七條 特別經理會社は、命令で
定める場合を除くの外、取締役そ
の他當該會社の業務を執行する役
員のうちから二人、及び當該會社
の舊債權を有する者（法人である

第十八條 特別管理人は、主務大臣がこれを監督する。
特別管理人の報酬その他特別管理人の職務に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

第十九條 特別管理人が、第七條第三項の規定による會社財産の範圍の決定、第十四條第二項及び第三項の規定による辨済に對する承認、第二十一條第一項の規定による處分に對する管理についての決定、第二十二條第一項の規定による處分に對する承認、第二十一條第二項の規定による處分に對する命令で、これを定める。

について、特別經理會社の業務を執行する役員を監督する。

第二十二條 特別經理會社は、會社財產及び指定時後取得した舊勘定に所屬する財產を譲渡し、貸與し又は質權若しくは抵當權の目的としようとするときには、命令で定める場合を除くの外、特別管理人（特別管理人の選任されてゐないときには主務大臣）の承認を受けなければならない。

前項の規定は、第十四條第一項但書の規定の適用を妨げない。

卷之三

第一項の規定によつて特別管理人の承認を受けないで、會社財産及び指定時後取得した舊勘定に所屬する財産を處分した場合には、その處分は、これを無効とする。但し、その處分は、これを無効とすることを以て善意の第三者に對抗することができない。

第二十三條 特別經理會社の株式を譲渡しようとする者は、當該會社に對して、承認を求めなければならぬ。

前項の場合において、會社が承認しようとするときには、特別管理人の同意を得なければならぬ。商法第七十三條（同法第二百四十七條において準用する場合を含む。）若しくは第二百五十四條又は有限會社法第十九條第一項の規定によつて、持分の譲渡について承諾しようとするとき又は承諾の決議をしようとするときも同様である。

第一項の規定による承認を受けずに行はれた株式の譲渡は、會社に對して、その效力を生じない。第二十四條 特別經理會社の舊勘定に所屬する債權については、第二條第一項但書各號及び第二項後段に規定する債權を除き、その権利を行使できる日から一箇月以内は、時效が完成しない。

第二十五條 主務大臣は、必要があると認めるときには、特別經理會

社に對して、監督上必要な命令をすることができる。

主務大臣は、この法律の施行に關し、必要があると認めるときに、

は、業務及び財産の狀況に關して報告をさせ、又は當該官吏に帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

主務大臣は、前項の規定によつて、當該官吏に検査をさせるときには、命令を定めるところにより、その身分を示す證票を攜帶させなければならない。

第二十六條 主務大臣は、この法律に定める職權の一部を、地方の官衙の長をして行はしめることができる。

第二十七條 主務大臣は、命令の定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を日本銀行をして取り扱はせることができるもの。

第二十八條 左の場合においては、その行為をした會社の代表者、代理人、使用人その他の從業者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

第二十九條 第十四條第一項の規定に違反して、辨濟を受けその他の債權を消滅させる行為をした者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

第三十條 特別管理人が、その職務の收受した賄賂は、これを没收する。その全部又は一部を沒收することができないときには、その價額を追徴する。

第三十一條 左の場合においては、その行爲をした特別經理會社の代表者、社員、代理人、使用人その他の從業者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第三十二條 第二十九條、第三十一條又は第三十二條前段の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條

三 第七條第八項の規定に違反して帳簿を作成せず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき

四 第八條第二項又は第五項の規定に違反して明細書について公證人の認證を受けず、又は虚偽の記載をした明細書について公證人の認證を受けたとき

五 第十四條第一項の規定に違反して辨濟その他債權を消滅させた行爲をしたとき

六 第十四條第二項又は第三項の規定による特別管理人の承認又は主務大臣の承認を受けないで

七 第二十一條の規定による財產の處分、保全その他の管理について特別管理人の決定に従はなかつたとき

八 第二十二條第一項の規定によつて特別管理人の決議に従はなかつたとき

九 第二十二條第二項の規定によつて特別管理人の同意を得ないで、株式又は持分の譲渡を承認又は承諾若しくは承諾の決議に賛成したとき

十 第二十三條第二項の規定による特別管理人の同意を得ないで、株式又は持分の譲渡を承認又は承諾若しくは承諾の決議に賛成したとき

十一 第二十五条第一項の規定による特別管理人の命令に違反したとき

十二 第二十五条第二項の規定による特別管理人の命令に違反したとき

十三 第二十六条第一項の規定による特別管理人の命令に違反したとき

十四 第二十七条第一項の規定による特別管理人の命令に違反したとき

十五 第二十八条第一項の規定による特別管理人の命令に違反したとき

十六 第二十九条第一項の規定による特別管理人の命令に違反したとき

十七 第三十一条第一項の規定による特別管理人の命令に違反したとき

十八 第三十二条第一項の規定による特別管理人の命令に違反したとき

十九 第三十三条第一項の規定による特別管理人の命令に違反したとき

二十 第三十四条第一項の規定による特別管理人の命令に違反したとき

二十一 第三十五条第一項の規定による特別管理人の命令に違反したとき

二十二 第三十六条第一項の規定による特別管理人の命令に違反したとき

前項の賄賂を供與し又はその申込若しくは約束をした者も同様である。

第三十一條 左の場合においては、その行爲をした特別經理會社の代表者、社員、代理人、使用人その他の從業者は、これを三千圓以下の過料に処する。

第三十五條 左の場合においては、會社の取締役その他これに準ずる者は、これを三千圓以下の過料に処する。

第三十六條 第二十八條乃至前條の規定は、第一條第一項第一號但書の規定による指定又は認可があつたときまでの行爲に對して

は、指定又は認可の後でも、なほ

の罰金刑を科する。

第三十七條 この法律のうち戰時補償金等及び在外資産の範囲については、命令でこれを定める。

第三十四條 法人の代表者、法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第二十八

條、第二十九條、第三十一條又は第三十二條前段の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、そ

の法人又は人に對しても、各本條

の規定による指定又は認可があつたときまでの行爲に對して

は、指定又は認可の後でも、なほ

の罰金刑を科する。

第三十五條 左の場合においては、會社の取締役その他これに準ずる者は、これを三千圓以下の過料に処する。

第三十六條 第二十八條乃至前條の規定は、第一條第一項第一號但書の規定による指定又は認可があつたときまでの行爲に對して

は、指定又は認可の後でも、なほ

の罰金刑を科する。

第三十七條 この法律のうち戰時補償金等及び在外資産の範囲について

約者に對しては、その損害保険會社等は、命令の定めるところにより、舊契約の保険料の一部を返還する。

第二十六條 金融機關の事業年度について 他の法令又は定款にかかるはず、その指定時を含む事業年度は、指定時まで終了するものとし、その事業年度に續く事業年度は、命令で特別の定をなす場合を除いては、昭和二十一年三月三十日で終了するものとする。

指定時まで終了する事業年度について、利益又は剩餘金を生じたときは、他の法令又は定款にかかるらず、これを特別準備金として積み立て、缺損を生じたときは、これを繰り越さなければならぬ。

第二十七條 この法律において、金融機關とは、左に掲げる者(この法律施行前既に解散した者及び主務大臣の指定する者を除く。)をいふ。

一 銀行(日本銀行を除く。)、信託會社、保險會社、無盡會社、戰時金融庫、南方開發金庫、外資金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、國民再生金庫、生命保險中央會、損害保險中央會、地方農業會及び市街地信用組合

二 都道府縣水產業會、漁業會その他業として預金等の受入をすることができる組合で指定時において預金等の金錢債務を有するもの

第二十八條 前條第一號に掲げる金融機關は、この法律施行の日から二週間以内に、主務大臣に對して、指定時において預金等の金錢債務を有した旨の届出をしなければならない。

前條第二號に掲げる金融機關は、主たる事務所の所在地においてはこの法律施行の日から二週間に内に、從たる事務所の所在地においてはこの法律施行の日から三週間に内に、この法律の規定による金融機關である旨の登記をしなければならない。

前項の登記に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十九條 この法律において、預金等とは、預金その他の金融業務上の債務で命令で定めるものをいふ。

第三十條 金融機關の業務又は財產に關し作成する帳簿は、その記載事項が新勘定又は舊勘定のいづれに關するかの區分を明らかにして、これを整理しなければならない。

第三十一條 この法律は、他の法令により金融機關に二以上の勘定があるときは、その各勘定について、これを適用する。

第三十二條 この法律の施行地内に本店又は主たる事務所を有する金融機關が、この法律の施行地外に支店又は從たる事務所を有するときは、その支店又は從たる事務所に係る資産及び負債を除いて、この法律を適用する。

この法律の施行地外に本店又は主たる事務所を有する金融機關が、この法律の施行地内に支店又は從たる事務所を有するときは、この法律の施行地内に支店又は從たる事務所を有するときは、この法律の適用については、その支店又は從たる事務所を以て(支店又は從たる事務所が二以上あるときは、他の法令にかかるらず、これを合せて)の金融機關となす。

前二項の場合において、この法律の施行地内にある店舗又は事務所のこの法律の施行地外にある店舗又は事務所に対する貸又は借があるときは、金融機關は、その貸又は借を舊勘定に屬する資産又は負債として整理するものとする。

第三十三條 この法律に規定するもの以外、金融機關の新勘定及び舊勘定の分離等に關が必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十四條 左の場合においては、その行爲をなした日本銀行、金融機関又は保險事業を營む組合の代表者、代理人、使用人その他の從業者は、これを一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

第三十條の規定に違反した者は、三年以下の罰金に處する。

第三十六條 左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

第三十七條 第三十條の規定に違反した場合においては、その行爲をした場合においては、その行爲をなしめた金融機關の代表者、代理人、使用人その他の從業者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の一度カラ慎重ナル検討ヲ加ヘテ參ツタノ問題・研究ニ著手致シマシテ、幾ツカノ案ノ作りマシテ財政經濟ノ有無ユル角

一 第三條又は第四條の規定による通知の書面に虚偽の記載をなしたとき

二 第八條第二項の規定による認證を受けたとき

三 第十六條の規定に違反したと偽の記載をなした目錄について認證を受けたとき

四 第二十條の規定に違反したと第三十五條 第四條の規定により主務大臣の指定する者が、同條の規定による通知の書面に虚偽の記載をなしたときは、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

第五 第三十六條乃至第二十一條の規定は、この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六 第十六條乃至第二十一條の規定は、指定時後の行爲に、これを適用する。

第七 第三十九條 左の場合においては、金融機關の代表者は、これを三千圓以下の過料に處する。

第八 又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

デアリマス、併シナガラ何分ニモ戦時
補償ノ金額ハ數百億圓ト云フ極メテ厖
大ナモノデゴザイマシテ、之ヲ約束通
リ政府ガ全額支拂ヒマスコトハ、遺憾
ナガラ財政ノ現状ノ許サザル所デゴザ
イマス、勿論其ノ支拂ハ國債ヲ以テ致
スコトモ出來マスガ、併シ其ノ結果ハ
厖大ナル國民負擔ヲ後代ニ残スノミデ
ナク、現在既ニ過大デアルト批評セラ
レテ居リマス名目上ノ貨幣的資産ヲ更
ニ不當ニ膨脹セシメルコトトモ相成ル
ノデアリマス、ケレドモサウカト申シ
マシテ之ヲ俄カニ打切りマスト、國家
ノ約束ヲ破棄スル譯デモアリマスシ、
又是ガ事業界竝ニ金融界ノ全般ニ深刻
且廣汎ナ打撃ヲ與ヘルコトハ勿論デア
リマシテ、延イテ一般國民ノ生活ニモ
大イナル影響ガ及ブ次第デアリマス、
仍テ政府ハ是等各般ノ事情ヲ慎重ニ考
慮致シマシタ結果、經濟秩序及ビ金融
秩序ノ保持ト國民生活ノ安定ニ付キマ
シテ、細心ナル注意ヲ拂ヒマスト同時
ニ、課稅ノ方法ニ依リマシテ實質的ニ
ハ、戰時補償ヲ大幅ニ打切ルコトガ、
此ノ際最モ公正ニシテ且國家永遠ノ福
利ヲ齎ス所以ダトノ結論ニ到達シマシ
タ、今此ノ結論ニ基キマシタ各種ノ措
置ノ全貌ヲ簡單ニ申上ダマスト、先づ
軍需補償、戰爭、保險金等ノ所謂戰時
補償請求權ニ付キマシテハ、一定ノ例
質的ニ之ヲ大幅ニ打切ルコト致シマ

ス、尙此ノ課税ハ一定期日以後ニ既ニ
支拂ツタモノニモ及ブコトト致シマ
ス、次ニ此ニ戰時補償特別稅ノ實施ニ
依リマシテ、企業並ニ是ト密接不可分
ノ關係ニアリマス金融機關方蒙ル重大
ナル影響ニ對處致シマシテ、企業及ビ
金融機關ノ再建整備ヲ秩序能ク且合理
的ニ實施スル爲、ソレトモ必要ナル措
置ヲ講ジマス、更ニ是等企業及び金融
機關ノ再建整備ヲ圓滑且迅速ニ處理致
シマスト共ニ、戰時補償特別稅ノ實施
ニ伴フ事業界及ビ金融界ノ混亂ヲ未然
ニ防止シ、今後ノ經濟再建ノ爲必要ナ
ル業務ヲ平靜圓滑ニ遂行出來マスルヤ
ウニ致サナケレバナリマセス、仍テ政
府ハ其ノ目的ノ下ニ、會社其ノ他ノ企
業及ビ金融機關ノ經理ニ關シマシテ、
ソレドモ必要ナル應急ノ措置ヲ講ズル
法律案ヲ用意致シマシタ、又個人及ビ
公益法人ニ付キマシテモ、戰時補償特
別稅ノ實施ニ依リマシテ、不當ニ蒙ル
影響ヲ防止致シマス爲ニ、必要ナル善
後措置ノ法案ノ御審議ヲ願フコトニ致
シテ居リマス、更ニ又今次ノ一聯ノ措
置ニ依リマシテ、金融機關ノ融資活動
ガ或ハ沈滯シ、生産金融ノ梗塞等ヲ招
來スル虞モザイマスノデ、之ニ對シ
マシテハ謂ハ政府ノ代行機關ト致シ
テ居リマスガ、更ニ之ヲ正式ニ設立致
ス豫定ニ相成ツテ居リマス、是等ノ措

置ニ付キマシテハ、其ノ成案ヲ得次第
法律案ト致シマシテ逐次速カニ本議會
ニ提出致シマスガ、先づ其ノ中ニ於キ
マシテ最モ緊急ヲ要シマスル企業及ビ
金融機關ノ經理ニ關スル應急措置ト致
シマシテ、會社經理應急措置法及ビ金
融機關經理應急措置法案ヲ茲ニ御審議
ヲ願フ次第ゴザイマス、先づ會社經
理應急措置法案ニ付テ申上ゲマスト、
先ニ申述ベマシタ如ク戰時補償特別稅
ノ課稅ニ伴ヒマシテ、多クノ企業ハ直
接、間接大イナル損失ヲ蒙ルコトト相
成リマスガ、此ノ損失ヲ合理的ニ處理
シ、經濟ノ根本的ナ再建整備ヲ圖リマ
ス爲ニハ相當ノ期間ヲ要スルト存ジマ
ス、此ノ過渡期ニ於キマシテ、經濟界
ガ徒ラニ動搖混亂ヲ續ケマスコトハ、
其ノ後ノ經濟再建ヲ圓滑且迅速ニ實現
セシメル爲ニ非常ナ支障ヲ來ス虞ガヨ
ザイマス、又其ノ間必要ナ民需生產ノ
活潑ナル活動ヲ阻害スル虞モ亦無シト
申セナイノデアリマス、仍テ是等ノ障
碍ヲ排除シテ必要ナ民需生產ノ繼續ヲ
可能ナラシメル爲、企業ヲシテ過去ニ
於ケル一切ノ債權債務ノ關係ニ煩ハサ
レルコトナク、活潑ナル事業活動ヲ續
行セシメ得ルガ如キ措置ヲ講シマシ
テ、以テ產業ノ回復振興ヲ容易ナラシメ
ス、ソシテ企業ノ整備ヲ圓滑迅速且公
正ニ行ハシメルト云フコトガ最モ必要
デアルト存ジマス、本法案ハ此ノ目的
ヲ以チマシテ會社ノ經理ヲ一定期日ニ

爾後ノ民需生産ノ續行ニ必要ナ會社ノ財產ヲ新勘定ニ移シ替ヘマシテ、新勘定ニ依ツテ從來ノ事業ヲ繼續セシムテ、會社ノ整備再建が完了致シマス迄テ、ノ期間、暫ク之ヲ凍結シ、公正且嚴格ニ管理スルノデゴザイマス、以上ガ本法案ノ大體ノ趣旨ゴザイマガ、更ニ其ノ内容ノ主ナル點ヲ簡單ニ申上ゲマスト、先づ第一ニ軍需補償、戦爭保險金等所謂戰時補償請求權ヲ有スル會社等デ、今回ノ課稅ニ伴フ措置ノ經理會社ハ、之ヲ特別經理會社ト稱シマシテ、指定時即ち本年八月十一日午前零時現在ニ於テ打切決算ヲ行ヒマアル會社ハ、之ヲ新舊ノ兩勘定ニ區分致シマス、其ノ前零時現在ト中シマス中ニハ、今後ノ事業ノ繼續、戰後產業ノ回復振興ニ必要ナル動產、不動產、債權其ノ他ノ財產ヲ新勘定ト申シマス中ニハ、但シソレノレノ會社ニ付キマシテドンナ財產ヲ然ラバ新勘定ニ所屬セシメルカト申シマスコトハ、後ニ申上ゲマス特別管理人ガ實情ニ應ジテ之ヲ決定スルヨトトテ、致シテゴザイマス、次ニ舊勘定ニ屬シマス會社財產ニ付キマシテハ、之ガ散失致シマシタリ、或ハ不當ノ處分ガ爲ハレマシテ、其ノ爲債權者ノ利益ヲ不當ニ害スルコトヲ防止スル爲ニ、指定

時前ノ原因ニ基キマシテ生ジタ特別經理會社ニ對スル債權ハ、之ヲ辨濟シ又ハ辨濟ヲ受クルコトハ、若干ノ例外ヲ除キ、原則トシテ出來ナイコトニ致スノデゴザイマス、他方新勘定ニ付キマシテハ、指定時以後事業ノ繼續ニ伴フ債權債務關係ニ付テ何等ノ制限ヲ加ヘナイコトト致シタノデアリマスガ、唯指定時後ノ原因ニ基イテ生ジタ債權ニ付キマシテハ、舊勘定ニ屬スル會社財產ニ對シ、強制執行、假差押等ハ行フコトガ出來ナイコトニ致シマシタ、次ニ新勘定ニ依リマシテ、會社ガ事業ヲ活潑ニ遂行致シマス爲ニハ、所要ノ資金ガ圓滑ニ供給サレマスコトガ特ニ緊要デアリマス、之ガ爲ニハ、本議案ハ若シ新勘定ニ所屬スル會社財產ニ指定時前ノ原因ニ基イテ生ジタ債權ノ抵當權、質權又ハ先取特權ガ設定ナレテ居リマス時ハ、是等ノ擔保權ハ一應消滅スルコトト致シタノデアリマス、次ニ本法ノ適用ヲ受ケル會社ニ付キマシテハ、新勘定ニ屬セシムベキ會社財產ノ決定、舊勘定ニ屬スル會社財產ノ保全處分等ニ關シマシテ、企業ノ健全ナル運營ト一般債權者ノ保護ヲ圖ル必要ガゴザイマスルノデ、會社ノ業務ヲ執行スル役員及ビ債權者中カラ、前ニ申上ゲマシタ特別管理人ヲ選任致シマス、右ニ關スル重要事項ノ處理等ニ當ラシメルコト致シタノデアリマス、尙此ノ法律ノ中必要ナ規定ハ命令ノ定メル所ニ依リマシテ會社以外ノ營團等ニモ

リマス、以上ハ會社經理應急措置法ニ付テデゴザイマスガ、次ニ金融機關經理應急措置法案ニ付キマシテ申上ゲマス、前ニモ申述ベマシタ通り、戰時補償特別稅法ガ實施セラレマスト、企業ニ對シテ大インアル影響ヲ及ボシマシテ、延ヒテハ之ト密接不可分ノ關係ニアル金融機關ガ其ノ經理上重大ナル影響ヲ蒙ムルコトハ免レナイ趨勢デゴザイマス、之ニ對シマシテ、必要ナ金融機關ノ再建整備ヲ圓滑且迅速ニ處理致シマスト共ニ、戰時補償特別稅ノ實施ニ伴フ事業界及ビ金融界ノ混亂ヲ未然ニ防止致シ、業界ヲシテ平靜且圓滑ノ中ニ其ノ業務ヲ遂行セシメル必要ガゴザイマス、金融機關經理應急措置法ハ此ノ目的ヲ以チマシテ、前述致シマシタ企業ニ於ケルト同様ニ、金融機關ニモ新勘定ト舊勘定ヲ設ケルコトト致シマシタ、ソシテ健全且確實ナル資產及ビ一定範圍ノ負債ハ之ヲ新勘定ニ屬セシメマシテ、今後ノ業務ハ其ノ新勘定ヲ以テ支障ナク遂行セシムルノデアリマス、ソレト同時ニ、不確實ナル資產及ビ一般ノ負債ハ舊勘定ニ属セシメマシテ、之ヲ急速ニ整理致スノデゴザイマス、此ノ新勘定ノ中ニハ、所謂自由預金ト一定額以下ノ封鎖預金等ヲ加ヘマス、ソシテ今次ノ措置ニ依リマシテ、金融機關ノ蒙ムル影響ノ如何ニ拘ラズ、絶對ニ其ノ支拂ヲ確保シ、國民生活ノ安定ト、社會ノ秩

例へバ一般ノ貸付金、第二封鎖預金等、尙指定時以後生ズル財産上ノ権利義務ノ中、舊勘定ニ屬スル資産又ハ新勘定ニ歸屬スルコト相成リマサシテ、以上申述ベマシタ所ニ依リマシテ、金融機關ハ新勘定ニ依ツテ其ノ業務ヲ行ヒ、自由預金、第一封鎖預金等ハ其ノ支拂ヲ確保セラレルコト相成リマスト共ニ、舊勘定ニ屬スル資産及ビ負債ハ逐次整理セラレルコトト相成ルノデアリマス、次ニ舊勘定ニ屬スル資産及ビ負債ハ近ク提案致シマス金融機關ノ再建整備ニ關スル法律案ニ依リマシテ整理セラレルコト相成リマス、併ヘマジテ今後ハ舊勘定ニ於キマシテ詐害スル虞ノアルヤウナ行爲ハ一切ヲ停止セシメル必要ガザイマス、從ハ舊勘定ニ屬スル債權者ノ利益ヲ護シテ、特別ノ例外ノ場合ヲ除キ、其ノ債務ノ辨済又ハ資産ノ處分ヲ爲スコトガ出來ナイコト致シタノデアリマス、又舊勘定ニ對スル債權者等ガ新勘定ヲ消滅サセマスコトハ穩當ヲ缺キマスノデ、斯カル行爲モ亦之ヲ禁止スルトト致シテ居リマス、從ヒマシテ又舊勘定ニ屬スル資産ニ付テ勝手ニ難濟ヲ受ケタリ、或ハ相殺ニ依ツテ債權者ヲ消滅サセマスコトハ穩當ヲ缺キマス

制執行、假差押若シクハ假處分等リマス、以上ノ外保險會社等ニ付キマシテハ、其ノ資產及ビ負債ノ新舊勘定ニ申述ベマシタ所ニ對スル特例ヲ設ケ得ルコト致シマシタ、又舊勘定ヘノ所屬ニ關シマシテ、命令ヲ以テギリマス、以上ノ外保險會社等ニ付キマシタ所ニ對スル特例ヲ設ケ得ルコト致シマシタ、又舊勘定ニ付キマシタ所ニ對スル特例ヲ設ケ得ルコト致シタ次第デアリ、
テハ、昭和二十一年八月十一日迄ヲトテ事業年度ト致シマシテ、此處テ打リ決算ヲ爲スナド、決算ニ關スル特例ヲ設ケルコトト致シタ次第デアリ、
ス、以上會社經理應急措置法案竝ニ融機關經理應急措置法案ニ付テ、其ノ大要ヲ御説明申上ゲマシタ次第デアリマスガ、茲ニ一言附加ハサシテ戴キタルコト思ヒマス、ソレハ今回ノ戰時補償ノ打切りハ各般ノ關聯措置ニモ拘リマズガ、其ノ國民經濟ニ及ボス影響ハ場合ニ依ツテハ相當深刻ナモノガアルト考
マス、即チ戰時補償ノ打切りハ當然事業界、金融界、延イテハ預金者、一般般權者等ニ打擊ヲ與ヘマス、勿論現ニ生トナイン害アリマス、併シ從來不健産活動ヲ營ミ、又ハ將來ノ平和產業ノ建設ニ必要ナル企業ニ對シマシテハ、
今回ノ措置ガ直接ノ打擊ヲ與ヘルコトハナイ管アリマス、從ツテ今回ノ措置ノ爲ニ特ニ離職者ヲ生ズルガ如キコトハナイ筈アリマス、併シ從來不健

豫想サレル所デゴザイマス、併シナガ
テ、其ノ整理ガ促進サレルコトハ當然
若シ躊躇シテ之ヲ行ハズ尋常ノ手段ニ
依ツテ當面ヲ糊塗スルニ於キマシテ
ハ、禍根ヲ後代ニ貽シ、遂ニ戰後經濟
ノ再建モ之ヲ期シ得サルコトニナル虞
ナシトシナインデアリマス、政府ト
致シマシテハ、冒頭ニモ申上ゲマシタ
如ク、此處ニ思ヒヲ致シマシテ、眞ニ
堪ヘ難キヲ忍シニテ今回ノ措置ヲ斷行ス
ルコトト致シタ次第アリマス、終戦
以來我々國民ガ歩イテ來タ途ハ決シテ
安易ナモノハアリマセヌデシタ、前
途モ亦苦難ニ満チタモノト考ヘラレマ
ス、併シナガラ此ノ苦難ヲ克服シテコ
ソ茲ニ初メ平和日本再建ノ大目的ガ
達成セラレルノデアリマシテ、尙又此
ノ苦難ヲ經タ後ニハ前途ニ大イナル希
望ガ輝イテ居ルト信スル次第アリマ
ス、以上縷々申述べマシタガ、本日茲ニ
上程サレマシタ會社經理應急措置法案
及ビ金融機關經理應急措置法案ハ、何
レモ戰時補償特別課稅ノ實施ニ伴フ金
融界並ニ企業界等ノ混亂ヲ未然ニ防止
シ、企業竝ニ金融機關ノ根本的再建築
備ヲ圖ル爲緊急ヨ要スルモノデゴザイ
マスノデ、特ニ其ノ點御配慮ノ上、至
急ニ御審議ノ上御協賛ヲ賜ラムコトヲ
切ニ仰願ヒスル次第アリマス

○議長(公爵徳川家正君) チヨツト御方バカ待チヲ願ヒマス、兩案ニ付キマシテハ、政府ヨリ議院法第二十七條但書及ビ第二十八條但書ニ依ル緊急議決ノ要求ニ接シテ居リマス、大河内子爵〔子爵大河内輝耕君登壇〕

○子爵大河内輝耕君 私ハ簡単ニ質問ヲ致シマス、實ハ質問デナク議事進行

ニ致サウト思ヒマシタガ、皆様ノ又御意見デ質問ニシタラ宜カラウト云フコ

トモアリマシタノデ質問ニ致シマス、

誤解ガアルトイケマセヌカラ申上ゲテ

致シマス質問ハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

ウ云フコトハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

カナント言ツテ宜イカ分ラヌ、ソレナ

ノニチヨツト反対ガマシイコトヲ申シ

テ誤解ガアルトイケマセヌカラソレデ

申上ゲテ置クノデスガ、ソレカラ尙チ

ヨツト申上ゲテ置キマスガ、石橋大藏

大臣初メ其ノ他ア大臣ハ、實ハ靈骨ニ

申上ゲレバマダ御話ヲシタコトモナイ

ノデアリマスケレドモ、併シ能ク立憲政

治ノコトヲ御理解ニナツテ御配慮ニナツ

テ居ル、我々ハ是等ノ方々ニ對シモ十

分ナル尊敬ヲ拂ツテ居ル、ソレデ大變

前置キガ長クナリマシタガ、私ハ政府ニ伺ヒタノデスガ、只今緊急ニ之ヲ

議決シロ、斯ウ云フコトナシテスガ、

是ハ私ハドウモ甚ダ面白クナイト思フ

ノデス、御事情ハ能ク分ツテ居リマ

ガ、此ノ文ノ體裁カラ見マシテ、私讀

シテ見タガーモ分ラナイ、何ガ書イ

テアルカ分ラナイ、ソレカラ方々財政

ノ權威者ニ持ツテ廻ツタ、或前大藏大臣ニモ同ヒマシタ、其ノ御方モ御分リ

云ヒ此ノ位攝ツタモノハ憲政布カレテ

以來ナニ、具體的ナコトヲ申上ゲテ甚

ダ恐縮デスガ、吉田總理ハアレダケノ

ト確ク信ジテ居ル、主義ト云ヒ人物ト

ノ態度ヲ持ツテヤルヤウナ風ニ、政府ニ反対

致シマス質問ハ、何カ斯ウ政府ノヤリ

方ヲ非難スルヤウナ風ニ、政府ニ反対

フ譯デハゴザイマセヌガ、私ノ是カラ

ニ致サウト思ヒマシタガ、皆様ノ又御

意見デ質問ニシタラ宜カラウト云フコ

トモアリマシタノデ質問ニ致シマス、

誤解ガアルトイケマセヌカラ申上ゲテ

致シマス質問ハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

ウ云フコトハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

カナント言ツテ宜イカ分ラヌ、ソレナ

ノニチヨツト反対ガマシイコトヲ申シ

テ誤解ガアルトイケマセヌカラソレデ

申上ゲテ置クノデスガ、ソレカラ尙チ

ヨツト申上ゲテ置キマスガ、石橋大藏

大臣初メ其ノ他ア大臣ハ、實ハ靈骨ニ

申上ゲレバマダ御話ヲシタコトモナイ

ノデアリマスケレドモ、併シ能ク立憲政

治ノコトヲ御理解ニナツテ御配慮ニナツ

テ居ル、我々ハ是等ノ方々ニ對シモ十

分ナル尊敬ヲ拂ツテ居ル、ソレデ大變

前置キガ長クナリマシタガ、私ハ政府ニ

伺ヒタノデスガ、只今緊急ニ之ヲ

議決シロ、斯ウ云フコトナシテスガ、

是ハ私ハドウモ甚ダ面白クナイト思フ

ノデス、御事情ハ能ク分ツテ居リマ

ガ、此ノ文ノ體裁カラ見マシテ、私讀

シテ見タガーモ分ラナイ、何ガ書イ

テアルカ分ラナイ、ソレカラ方々財政

ノ權威者ニ持ツテ廻ツタ、或前大藏大臣ニモ同ヒマシタ、其ノ御方モ御分リ

云ヒ此ノ位攝ツタモノハ憲政布カレテ

以來ナニ、具體的ナコトヲ申上ゲテ甚

ダ恐縮デスガ、吉田總理ハアレダケノ

ト確ク信ジテ居ル、主義ト云ヒ人物ト

ノ態度ヲ持ツテヤルヤウナ風ニ、政府ニ反対

致シマス質問ハ、何カ斯ウ政府ノヤリ

方ヲ非難スルヤウナ風ニ、政府ニ反対

フ譯デハゴザイマセヌガ、私ノ是カラ

ニ致サウト思ヒマシタガ、皆様ノ又御

意見デ質問ニシタラ宜カラウト云フコ

トモアリマシタノデ質問ニ致シマス、

誤解ガアルトイケマセヌカラ申上ゲテ

致シマス質問ハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

ウ云フコトハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

カナント言ツテ宜イカ分ラヌ、ソレナ

ノニチヨツト反対ガマシイコトヲ申シ

テ誤解ガアルトイケマセヌカラソレデ

申上ゲテ置クノデスガ、ソレカラ尙チ

ヨツト申上ゲテ置キマスガ、石橋大藏

大臣初メ其ノ他ア大臣ハ、實ハ靈骨ニ

申上ゲレバマダ御話ヲシタコトモナイ

ノデアリマスケレドモ、併シ能ク立憲政

治ノコトヲ御理解ニナツテ御配慮ニナツ

テ居ル、我々ハ是等ノ方々ニ對シモ十

分ナル尊敬ヲ拂ツテ居ル、ソレデ大變

前置キガ長クナリマシタガ、私ハ政府ニ

伺ヒタノデスガ、只今緊急ニ之ヲ

議決シロ、斯ウ云フコトナシテスガ、

是ハ私ハドウモ甚ダ面白クナイト思フ

ノデス、御事情ハ能ク分ツテ居リマ

ガ、此ノ文ノ體裁カラ見マシテ、私讀

シテ見タガーモ分ラナイ、何ガ書イ

テアルカ分ラナイ、ソレカラ方々財政

ノ權威者ニ持ツテ廻ツタ、或前大藏大臣ニモ同ヒマシタ、其ノ御方モ御分リ

云ヒ此ノ位攝ツタモノハ憲政布カレテ

以來ナニ、具體的ナコトヲ申上ゲテ甚

ダ恐縮デスガ、吉田總理ハアレダケノ

ト確ク信ジテ居ル、主義ト云ヒ人物ト

ノ態度ヲ持ツテヤルヤウナ風ニ、政府ニ反対

致シマス質問ハ、何カ斯ウ政府ノヤリ

方ヲ非難スルヤウナ風ニ、政府ニ反対

フ譯デハゴザイマセヌガ、私ノ是カラ

ニ致サウト思ヒマシタガ、皆様ノ又御

意見デ質問ニシタラ宜カラウト云フコ

トモアリマシタノデ質問ニ致シマス、

誤解ガアルトイケマセヌカラ申上ゲテ

致シマス質問ハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

ウ云フコトハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

カナント言ツテ宜イカ分ラヌ、ソレナ

ノニチヨツト反対ガマシイコトヲ申シ

テ誤解ガアルトイケマセヌカラソレデ

申上ゲテ置クノデスガ、ソレカラ尙チ

ヨツト申上ゲテ置キマスガ、石橋大藏

大臣初メ其ノ他ア大臣ハ、實ハ靈骨ニ

申上ゲレバマダ御話ヲシタコトモナイ

ノデアリマスケレドモ、併シ能ク立憲政

治ノコトヲ御理解ニナツテ御配慮ニナツ

テ居ル、我々ハ是等ノ方々ニ對シモ十

分ナル尊敬ヲ拂ツテ居ル、ソレデ大變

前置キガ長クナリマシタガ、私ハ政府ニ

伺ヒタノデスガ、只今緊急ニ之ヲ

議決シロ、斯ウ云フコトナシテスガ、

是ハ私ハドウモ甚ダ面白クナイト思フ

ノデス、御事情ハ能ク分ツテ居リマ

ガ、此ノ文ノ體裁カラ見マシテ、私讀

シテ見タガーモ分ラナイ、何ガ書イ

テアルカ分ラナイ、ソレカラ方々財政

ノ權威者ニ持ツテ廻ツタ、或前大藏大臣ニモ同ヒマシタ、其ノ御方モ御分リ

云ヒ此ノ位攝ツタモノハ憲政布カレテ

以來ナニ、具體的ナコトヲ申上ゲテ甚

ダ恐縮デスガ、吉田總理ハアレダケノ

ト確ク信ジテ居ル、主義ト云ヒ人物ト

ノ態度ヲ持ツテヤルヤウナ風ニ、政府ニ反対

致シマス質問ハ、何カ斯ウ政府ノヤリ

方ヲ非難スルヤウナ風ニ、政府ニ反対

フ譯デハゴザイマセヌガ、私ノ是カラ

ニ致サウト思ヒマシタガ、皆様ノ又御

意見デ質問ニシタラ宜カラウト云フコ

トモアリマシタノデ質問ニ致シマス、

誤解ガアルトイケマセヌカラ申上ゲテ

致シマス質問ハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

ウ云フコトハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

カナント言ツテ宜イカ分ラヌ、ソレナ

ノニチヨツト反対ガマシイコトヲ申シ

テ誤解ガアルトイケマセヌカラソレデ

申上ゲテ置クノデスガ、ソレカラ尙チ

ヨツト申上ゲテ置キマスガ、石橋大藏

大臣初メ其ノ他ア大臣ハ、實ハ靈骨ニ

申上ゲレバマダ御話ヲシタコトモナイ

ノデアリマスケレドモ、併シ能ク立憲政

治ノコトヲ御理解ニナツテ御配慮ニナツ

テ居ル、我々ハ是等ノ方々ニ對シモ十

分ナル尊敬ヲ拂ツテ居ル、ソレデ大變

前置キガ長クナリマシタガ、私ハ政府ニ

伺ヒタノデスガ、只今緊急ニ之ヲ

議決シロ、斯ウ云フコトナシテスガ、

是ハ私ハドウモ甚ダ面白クナイト思フ

ノデス、御事情ハ能ク分ツテ居リマ

ガ、此ノ文ノ體裁カラ見マシテ、私讀

シテ見タガーモ分ラナイ、何ガ書イ

テアルカ分ラナイ、ソレカラ方々財政

ノ權威者ニ持ツテ廻ツタ、或前大藏大臣ニモ同ヒマシタ、其ノ御方モ御分リ

云ヒ此ノ位攝ツタモノハ憲政布カレテ

以來ナニ、具體的ナコトヲ申上ゲテ甚

ダ恐縮デスガ、吉田總理ハアレダケノ

ト確ク信ジテ居ル、主義ト云ヒ人物ト

ノ態度ヲ持ツテヤルヤウナ風ニ、政府ニ反対

致シマス質問ハ、何カ斯ウ政府ノヤリ

方ヲ非難スルヤウナ風ニ、政府ニ反対

フ譯デハゴザイマセヌガ、私ノ是カラ

ニ致サウト思ヒマシタガ、皆様ノ又御

意見デ質問ニシタラ宜カラウト云フコ

トモアリマシタノデ質問ニ致シマス、

誤解ガアルトイケマセヌカラ申上ゲテ

致シマス質問ハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

ウ云フコトハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

カナント言ツテ宜イカ分ラヌ、ソレナ

ノニチヨツト反対ガマシイコトヲ申シ

テ誤解ガアルトイケマセヌカラソレデ

申上ゲテ置クノデスガ、ソレカラ尙チ

ヨツト申上ゲテ置キマスガ、石橋大藏

大臣初メ其ノ他ア大臣ハ、實ハ靈骨ニ

申上ゲレバマダ御話ヲシタコトモナイ

ノデアリマスケレドモ、併シ能ク立憲政

治ノコトヲ御理解ニナツテ御配慮ニナツ

テ居ル、我々ハ是等ノ方々ニ對シモ十

分ナル尊敬ヲ拂ツテ居ル、ソレデ大變

前置キガ長クナリマシタガ、私ハ政府ニ

伺ヒタノデスガ、只今緊急ニ之ヲ

議決シロ、斯ウ云フコトナシテスガ、

是ハ私ハドウモ甚ダ面白クナイト思フ

ノデス、御事情ハ能ク分ツテ居リマ

ガ、此ノ文ノ體裁カラ見マシテ、私讀

シテ見タガーモ分ラナイ、何ガ書イ

テアルカ分ラナイ、ソレカラ方々財政

ノ權威者ニ持ツテ廻ツタ、或前大藏大臣ニモ同ヒマシタ、其ノ御方モ御分リ

云ヒ此ノ位攝ツタモノハ憲政布カレテ

以來ナニ、具體的ナコトヲ申上ゲテ甚

ダ恐縮デスガ、吉田總理ハアレダケノ

ト確ク信ジテ居ル、主義ト云ヒ人物ト

ノ態度ヲ持ツテヤルヤウナ風ニ、政府ニ反対

致シマス質問ハ、何カ斯ウ政府ノヤリ

方ヲ非難スルヤウナ風ニ、政府ニ反対

フ譯デハゴザイマセヌガ、私ノ是カラ

ニ致サウト思ヒマシタガ、皆様ノ又御

意見デ質問ニシタラ宜カラウト云フコ

トモアリマシタノデ質問ニ致シマス、

誤解ガアルトイケマセヌカラ申上ゲテ

致シマス質問ハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

ウ云フコトハ國家ノ慶事ト言ツテ宜イ

カナント言ツテ宜イカ分ラヌ、ソレナ

ノニチヨツト反対ガマシイコトヲ申シ

テ誤解ガアルトイケマセヌカラソレデ

申上ゲテ置クノデスガ、ソレカラ尙チ

ヨツト申上ゲテ置キマスガ、石橋大藏

大臣初メ其ノ他ア大臣ハ、實ハ靈骨ニ

申上ゲレバマダ御話ヲシタコトモナイ

○小坂順造君 私ハ只今議題トナツテ
居リマス此ノ兩法律案ニ賛成致ス者デ
アリマス、此ノ兩法律案ニ賛成致スト
共ニ、政府ノ心構ニ關シテ私ノ希望ヲ
申添ヘテ置キタイト思フノデアリマ
ス、凡ソ政治上ノ大改革ヲ行フ時ニ
ハ、何ガ最モ必要デアルカト申シマシ
タナラバ、政府ガ國民ノ信賴ヲ得ルト
云フコトデアルト思フノデアリマス、
然ラバ如何ニシテ信賴ヲ得ルカト申シ
マシタナラバ、總テノ事ヲ超エテ、有
ラユル條件ヲ超エテ政府ガ決シテ嘘ヲ
言ハナイト云フコトデナイカト思フノ
デアリマス、然ルニ我々國民ハ、過去
數年來、最モ嚴肅デアルベキ戰爭ノ狀
況ノ報告ヲ初メト致シマシテ、重要ナ
經濟政策ノ如キニ至リマシテモ、其ノ
發表ハ孰レモ嘘ノ連續デアツタ
ト云ツテモ必ズシモ過言デハナイト思
フノデアリマス、戰敗後ノ國運ヲ轉換
スルコト、又政治ノ改革ヲスルコト等
モ、第一ノ要諦ハ、此ノ方面ノ改革ニ
在ルノデハナイカト思ウテ居ルヤウナ
次第デゴザイマス、只今問題トナリマ
シタル軍需補償ノ打切ノ如キモノデ
モ、是ハ現内閣バカリデハナイ、前内
閣カラノコトデアリマスケレドモ、政
府ハ初メハ必ズ是ハ補償スルト云フコ
トヲズツト讀ケテ言ツテ來テ居ツタノ
デアル、其ノ金額ハ五六百億圓ト云フ
コトデアツタ、ソレガ段々減ツテ百五
六十億ニナツテ、又ソレガ段々減ツテ
五六十億圓ニナツテ、終リニハ此處デ

打切トナツテシマツタノデアリマス、元來此ノ國家補償ノ問題ハ、無論是ハ
補償スベキモノデアルカナイカト云フ
ヤウナコトハ問題デハナインデアリマス、
ス、我ガ國ノ現狀ヲ以テ其ノ補償ノ實
行ガ可能デアルカ、不可能デアルカト
云フコトガ問題ノ中心デアルト思フノ
デアリマス、ソレ故茲ニ軍需補償ノ打
切ガ決定セラレマシテモ、續イテアル
戰時公債千二百億圓ノ處理、又賠償ト
シテ聯合國ニ引渡サルベキ工場ニ對ス
ル投資額ノ數十億圓、又我ガ國民ガ對
外投資トシテ居リマシタル、
而シテ此ノ度失フ千數百億圓ノ處理ト
云フモノモ、茲ニアルノデアリマス、
然ルニ之ヲ負擔スベキ我ガ國ノ情勢ハ
ドウデアルカ、現狀ハドウデアルカ、
領土ハ四割五分ヲ失ツテシマツタ、是
ト共ニ鐵、石炭、木材、鹽等ノ工業ノ
重要原料ノ供給源ヲ失ツテ居ルノデアリ
リマス、又内地ニアリマンテハ、都市
ヲ破壊サレ、工場ノ多數ヲ失ヒ、又其
ノ上近ク賠償トシテ工場ガ撤去サレル
コトニナルモノモ相當ニ多イノデアリ
マス、是等ニ依ツテ工業能力ハ著シク
低減スルコトハ當然デアリマス、其ノ
上目前ニ迫ル經費トシテハ進駐軍費ガ
ス、又戰災者、戰病傷者並ニ其ノ遺家
族ニ對スル厚生施設ニモ多額ノ金ノ要
ルコトガ分ツテ居ルノデアリマンテ、
茲ニ數百億圓ノ目前ニ迫ル緊急支出ガ

アルノデアリマス、斯クノ如キ現状ヲ直視致シマスレバ、國家補償ノ問題ハ考へ、軍需補償ノ打切ヲ以テ解決シ得タリト見ルベキモノデハナイト思フノデアリマス、戦時國債千二百億圓ノ處理ニ關シテモ政府ハ更ニ考慮サルベキモノデハナイカト私ハ思ウテ居ルノデアリマス、私ハ此ノ際平素尊信シテ居ル恩田木工ト云フ人ノコトヲ思ヒ出スノデアリマス、今カラ百餘年前ニ信州松代藩ノ財政ガ紊亂ノ極ニ達シマシタ時ニ其ノ改革ノ任ニ當ツタノガ此ノ人デアリマス、木工ハ其ノ任ニ當ルト共ニ、一藩ノ人々ニ向ツテ、恩田木工ハ今日限り決シテ嘘ヲ言ハナイト云フコトヲ聲明シタノデアリマス、サウシテ彼ハ家ニ歸ルヤ、先づ妻子親族ニ集ツテ賈ヒマシテ、嚴肅ニ細君ニハ離縁ヲ申渡シタノデアリマス、子供ニハ勘當ヲ申付ケタノデアル、親戚ニハ義理ヲ申入レタノデアリマス、之ヲ聞イタ一ノ者ハ非常ニ驚イテ、木工ガ非常ナ重大任務ヲ帶ビテ心配ノ餘り發狂シタノデハナイカ、亂心シタノデハナイカト思ツテ心配致シタノデアリマス、併シ鬼ニ角斯様ナ無理ナ要求ニハ應ズルコトガ出來ヌト云フノデ、細君初メ一同ガ異議ヲ申出シタノデアルガ、自分ハ今日満座ノ中デ今日限

リ決シテ嘘ヲ言ハナイト云フコトヲ貢
明シタノデアル、又私ハドンナコトガ嘘ヲ言
ヒ、子供ガ嘘ヲ言ヒ、親類ガ請託ヲ容
レテ色々取次ヲスル斯ウ云フコトデア
失ツテ崩レテシマフノデアル、故ニ此
處デ自分ハ總テ嘘ヲ言フ虞ノアル人ト
斷絶ヲ致シテ頂天立地一人トナツテ
嘘ナキ政治ヲ遂行スル爲ニ邁進セム
スル者デアルカラ了承シテ貰ヒタイト云
云フコトヲ一同ニ申シマシタ、一同モシ
木工ノ志ニ感ジテ自分等モ是カラ決シテ
テ嘘ヲ言ヒマセヌカラ、ドウゾ今迄通
リニシテ置イテ貰ヒタオト云フコトヲ
言ツテ一家ノコトハ收ツタノデアリマス
ス、此ノコトガ一藩ノ藩中ノ人ニ知レ
渡ルト共ニ、平素木工ヲ輕蔑シテ居ツ
タ人迄モ木工ノ精神ニ打タレ、一人ト直ツ
シテ木工ノ指揮ニ反スル人ガナカツタ
爲ニ流石ニ紊亂シタル財政モ、領民ノ
經濟モ五年ヲ待タズシテ立派ニ立直ツ
タ云フコトデアルノデアリマス、私
ハ此ノ切迫シタル時局下ニ於テ一小蓮
ノ昔話ヲ長々ト申上ゲルノハ物好キニ
申上ゲルノデハナイノデアリマス、僅
ガ十萬石ノ小藩デモ政治改革ノ衝ニ當
ル人ノ心組ハスクノ如ク烈々タル意氣
ガアツタノデアリマス、今戰敗後ノ日
本ノ動搖期ヲ切抜ケテ民主主義日本ヲ
立直サウトスル大任ニ當ラレル所ノ閣
僚諸公ハ如何ナル御考ヲ持ツテ居ラ

ルカラヲ伺ヒタイト思フノデアリマス、
凡ソ嘘ナキ政治ニハ前提トシテ正確ナ
ル現状把握ガ必要デアル、現状ヲ正確ニ
把握スルコトガ必要デアルノデアリマ
ス、此ノ現状把握ガ正確デナクシテ問
題ノ處理ヲシマシタラバ、今迄我々
ガ見慣レテ居ルヤウニ嘘ノ崩崩シガ行
ハレテ行クノデアル、サウシテ有耶有
耶ノ間ニ事ガ運ハレテ參ルノデアリマ
ス、是デハ新日本ノ建設ナドハ思ヒモ
寄ラスト思フノデアリマス、若シ夫レ
當局者ノ心力ガ人ヲ壓スル如キ力ヲ持
チマス時ニ改革ノ端緒ハ茲ニ必ス開ケ
ルノデアリマス、精神力人ヲ壓スルト
云フ言葉ニ語弊ガアレバ、別ニ申シマ
スレバ當局者ノ眞實ノ心ガ國民ノ心ニ
赤裸々ニ相觸レルコトガ出來ルヤウニ
ナレバ、茲ニ改革ノ端緒ハ自ラ出來ル
ノデアリマス、若シ斯クノ如クニシテ
人心ヲ把握スルコトガ出來マシタナラ
バ、如何ナル難問題モ打開ノ途ガ自ラ
開イテ來ルト思フノデアリマス、政府
ハ此ノ度ノ決斷ニ依ル處置ト共ニ、現實
ヲ直視致シマシテ同類ノ問題ノ處理ニ更
ニ大英斷ヲ下サレムコトヲ望ム次第デ
アリマス、只今御見エニナリマセヌ
ガ、吉田總理大臣ハ私多年御交際ヲ致
シテ極メテ率直明朗ナ性格ノ方デアリ
マスルガ、茲ニ私ノ所懷ヲ述べテ御參
考ニ供スル次第デアルノデアリマス、
又私ハ此ノ機會ニ全國ノ官吏諸君ニ此
ノ大難局ヲ突破スル爲ニ今迄ノ穀ヲ脱
ギ捨テ、嘘ナキ政治ヲ建設スルコトニ

稅ノ結果トシテ國民全體ノ負擔力、財界ノ負擔力ヲ考ヘルト、只今ノ血液ノ状況ニ於テ死ヌ所迄殆ド來テ居ルト思フ、之ヲ生カス輸血トシテハ何ヲスルカ、先程言ハレタ如ク最早破産ト云フコトハサセナイ、和議モサセナイデ、出来ルダケ破産サセナイヤウニシテ行カナケレバナラナシ、又金錢ノ融通ニシマシテモ出来ルダケ輸出輸入等ヲ助ケルヤウニシテ日本銀行カラ「スタンプ」手形ト云フヤウナモノヲ出しシテ行ウト色々ト輸血ノ方法ハ考ヘテ居ルト云フコトアリマスカラ稍ミ安心ハ致シマスガ、只今モ申上ゲマシタ如ク動モスレバ輸血ノ間ニ合ハナイヤウニ状況ニ迄來テ居ルノデアリマスカラ、此ノ際國民ニ失望ヲサセナイヤウニ、希望ヲ持ツテ再建ノ方ニ努力スルヤウニシテ戴キタイト思フノデアリマス、是ハ即チ此ノ時局上已ムヨ得ズヤツタコトデアルト云フコトハ知識階級ハ段々分ルデアリマセウガ、津々浦々ノ國民ニ至ツテハ、先程小坂君ノ言ハレタ如ク政府ハ嘘バカリ言ツテ居ル、預金ヲ三十萬圓迄三割助ケテヤル、五十萬圓迄ハスウダ、百萬圓迄ハスウダト云フヤウナコトヲ言ツタ、一生懸命ニナツテ預金ヲシタ處ガ、今度ハ此ノ預金ガ打切ラレテシマフ、マア何ニモ知ラナイ庶民階級トナツテ見レバ、ドウモ是ハ嘘ヲ吐イタト云フ風ニ心理的ニ考ヘルダラウ、是ハ實ニ恐ルベキ道徳上ノ問題ガアルト思フ、希望ドコロデハナ

イ、恐怖怖云フコトニナツテ、或ハ漁村トカ、農村デハ簾箭ノ中ヤ行李ノ申ルカ知リマセヌガ、サウ云フ狀況ニ今日ナツテ居ル、又都民初メドウ云フコトヲ恐レテ居ルカト云フト、此ノ次ニ來ルモノハ先程小坂君ノ言ハレタ如ク千二百億ノ公債ヲドウスル、銀行ハ皆潰レテシマフ、政府ハ公債ハ此ノ内閣デハ決シテ手ヲ著ケナインダト言ハレマス、併シ二三日前ノ新聞デ見マスト、利子ノ制限論ナドモ出テ居ル、國民ハ政府ヲ當ニシテ居リマセヌカラ、サウ云フコトモアリ得ルノデヤナイカ、サウ云フ風ニ今度ノ新圓ノ封鎖モ、千數百億圓出ルト、是ハ政府ハヤラスト言ツテ居ルケレドモ、或ハヤリハシナイカト云フヤウナコトヲ坊間デハ言ツテ居ルノデアリマス、斯ウ云フコトハ能ク政府ノ言ツテ居ルコトヲ信赖スルダケノ保證ノ方法モ矢張リ講ジテ戴キタイト思フ、是ハ將來ニ於テハ非常ナコトデアリマス、國民ガ希望ヲ持ツテ居ルカラ、國民ガ政府ヲ信賴シテ居ルヤ否ヤ、是ハ大キナ問題デアリテ、國家存亡ノ是ハ基礎ニナルコトトマス、今回預金シテ居ル者ハ是ハ鬼ニ角後カラ財產税モ來ルシ、打切モ來ルシ、預金者ハ片手落ニ非常ニヒトイ目ニ澤山ノ百圓札ヲ入レテ放任シテ居ルト云フ噂ヲ聞イテ居リマス、ドノ位ア

ヲスツカリナクナシテ歸ツテ來タ者モアル、財産稅ヲ取ラレテモ多少殘ルノダシ、命モアル、ソレ等ヲ考ヘルト大變ニアナタハ幸運デヤナイカ、幸福ト見ルノガ寧ロ宜イノデヤナイカト云フコトデ氣休メヲ言フ人モアルシ、サウ云フコトヲ言フコトガアルガ、是ハ國民道徳ノ上ニ誠ニ甚大ナ影響ヲ與ヘマス、何トナレバ私ハ是ハ利己主義ヲ從憑シ、勸誘スルモノダと思フ、隣ノ人ハ死ンダ、氣ノ毒ダ、併シアナタハ丈夫デヨウゴサンスネ、オ前サンハ命ガ助カツタ、自分ダケハ助ツテ幸ダト云フコトヲ御互ニ喜ビ合フト云フコトハ、是ハ利己心ノ增長ト云フコトヲ進メルモノデアツテ、是ハ非常ニ今人ガ言ツテ居ルコトデアリマスガ、知ラズ識ラズノ間ニ道徳ヲ低クスルモノニアリマス、例ヘバ汽車ニ乗ル時ニ七歳八歳ノ小サナ子供ヲ連レテ汽車ニ只デ乗ル人ハナカナカ相當ニアルト思フ、ノデアリマス、サウ云フ場合ニハソレハ切符ヲ切ル者ハ知ラナイカラ入ツテシマフガ、子供ハ頭ノ中デ覺ヘテ居ル、親ハ嘘ヲ言ツテハイケナイ、アンナ眞似ヲスルナト眞面目ナコトヲ言ツテ居ルガ裏面アル、其ノ裏面ノ知ラズ識ラズノ間ノアル、手ヲ引イテ行ク時ニ母親ハ切符ヲ買ハズニ只デ汽車ニ乗ルト云フコトガ

品性陶冶ト云フモノガ集レハ品性ニナル、身ノ講義ナバカリデ行クコトデハアリ、カニノガ影響スル所が多大デアリマスカラ、政府ガ色々ナコトヲ答辯スル場合ニ於テモ、知ラズ識ラズノ中ニ利己的ノ方面ノコトヲツイ述べシマツテ、氣体メノコトヲ言フヤウナコトハ必ズシモナイデハアリマセヌ、私ハ體驗シテ居ルコトガ隨分アルノデアリマス、サウ云フコトハ國民道徳ノ上ニ大ニ私ハ注意ヲシナケレバナラナイ、益々文部省ナドハ大ニ工業ニハ工業道徳、商業ニハ商業道徳ト云フモノハ、矢張リ文部省ハ教學ノ府デアリマスカラ、他ノ省ノ方面ニ於テモ教育ノ屆クコトハ何處迄モ徹底サシテ行クヤウニ今後ハ現實ニ即シテ戴キタイト思フノデアリマス、ソレカラ結論ト致シマシテハ私ハ之ニ依ツテ先程モ申シマシタガ民間デ言ツテ居ルコトガアリマスカラ、正貨ノ吸收策ト云フコトハ大ニ考ヘテ戴キタイ、サウスルト此ノ正貨ヲ吸收シテ下サレバ、國民ハ安心シテ新圓ノ封鎖ナドハナイト思ヒマスカラシテ、非常ニ是ハ生活ノ安イノデアリマスカラ、何トカ公債カ何カデナケレバ仕方ガナイト思フ、處ガ此ノ頃ノ公債ハ大ニ國民ノ信ヲ失シタノハ利息ドコロデナイ、公債其ノモ

ノモ危イシ ソレカラテ國債ノ返セル
カ、返セナイカ分カラナイ、色々ナ
信ナコトガアリマシテ、サウシテ特ニ
イケナインハ國債ノ利息カラ所得稅ヲ
取ツテ居ルコトデアリマス、是ハ元來
無記名デアリマシテ、其ノ性質上誰ニ
デモ賣買ガ出來テ、其ノ利息ハ稅ガカ
カラナイト云フノガ原則トシテ公債ノ
本質デアル、然ルニソレガ丸デ當リ前
ノ記名ノ株式ノヤウナコトニナツテシ
マヒマシタ、甚ダ是ハ不穩當デアル
シ、性質ガ違フ、今後出ス公債ハ利廻
リヲ宜クシテ必ず是ハ期限ガ來タラ支
拂フト云フコトニ政府ガ改メテ、サウ
シテ發行シテ本當ニ實行スルナラバ、
私ハ茲ニ隨分吸收策ガ出來ルト思フノ
デアリマスガ、餘リ今迄ガ不信用デア
ツタ爲ニチヨット骨モ折レマスケレド
モ、ソコハ新規薄直シデ、新勘定デ以
テ今度ハヤツテ貰ヒタイト思ブ、其ノ
外何カ方法ヲ講ジテ正貨ノ吸收策ニ努
メテ戴キタイト思フノデアリマス、第
二ニ起ル問題ハ失業救濟ト云フコトガ
ドウシテモ此ノ問題ニ付テハ關聯シテ
居ル、先程割合ニ失業者ガ少トイ仰シ
ヤツタケレドモ、損害ノ多イ會社等ノ
舊勘定ヲヤル場合ニハドウシタクテ鹹
居ル、先程割合ニ失業者ガ少トイ仰シ
首ヲシナケレバナラヌダラウト思ヒマ
ス、又特ニ女子ヲ雇ツテ居ル所ハ男子
ノ能率ノ擧ル者ト入レ替ヘヲスルノ
ト思フノデアリマス、ナカ～大變ナ
數デハナイカト思フノデアリマス、其

ノ最モ消極的ノ失業對策トシテ、五人ノ家族ニ二百五十圓ヤルト云フ生活保來ルト云フコトハ、ドウ云フ風ナコトヲシタツテ、考ヘタツテ出來ナイ、大ニ著イタ議論デアリマセス、是ハ地ニ不自然ナ架空ナ議論デアリマシテ、ヤラナイヨリ宜イカ知ラナイガ、生活ノ出來ナイ者ニ一人ガ五十圓ト云フコトハ如何ニモ現實ニ即サナイ私ハ法案ダラウト思フ、實物デ品物デヤツタツテ宜イダラウト言ツテモ、五十圓デヤ品物デモドウニモ出來ナイト思アノデアリマス、今後法案デモ出スナラバ矢張リ現實ニ即シテ本當ニ實行ノ出来ルモノヲ出シテ戴キタイト思フノデアリマス、又失業對策ナドニ致シマシテモ、勞働者ノ方ナラバ道講請、其ノナルヤル、成程是ハ出來マセウ、併シナガラ知識階級、「インテリ」ノ失業等ガ餘程今度ハ出ルト思フノデアリマス、ソレニ對スル對策ハドウデアルクト云フコトモ十分ニ具體的ニ考ヘテ戴カナケレバナラナイト思フノデアリマス、之ニハチヨツト一例ヲ申シテ置キマスレバ、「ドイツ」ニ「エナ」ト云フ所ガアリマスガ、小サナス、小田原見タイナ大學町デアリマス、ソコノ店ニ何ガ列ンデ居ルカト云フト、多イ所デアリマスカラ、「モーター」ノ

工場ガアツテソレヲズット、列ベテ安
イ値段デ賣ツテ居リマス、日本デモ立
トカ、之浦ト云フ所デ作ルガ、其ノ能
力ガ足リナイ爲ニ電車ノ事故ガ起キル
結果ガ車ヲ殖ヤスコトガ出来ナイ、保
護法ノ二百五十圓位ヲ掛ケテ見テモ車
ノ數ハ殖エナイ、ト云フノハ本當ノ事
因ハ「モーター」ニアル、舊ラク前ニ
「エナ」ニ行キマシタガ、「モーター」ガ
特產ニナツテ居リマス、田舎ノ方ニ行
クト「ツアイス」モアリマスカラ、「ガ
ラス」ニ對スル色々ノ品物ガ特產ニ
ツテ居リマス、私ハ日本デモ名古屋ニ
愛知時計ト云フモノガ出来テ居リマシ
テ、時計モ安クナツテ居リマスカラ、
アスコノ町ト會社ガ結ビ付イテ、女子
ノ解傭者モ出來マスカラ、ソレ等ガ方
庭内職ヲシテ、サウシテ會社ヲ助ケ、
自分ノ生計モ助ケルト云フコトニシタ
方ガ配給所ナドニ行ツテ半日ヲ無駄ニ
使フヨリモ、餘程國家ノ爲ニナルコト
ダラウト思フノデアリマス、サウ云フ
ヤウナコトヲ考ヘ見ルト、地方的ニ
商品陳列所ナドモアリマスシ、又商工
省モ前ニハ時々展覽會ヲヤツテ、地方
ノ商品ヲヨチラデ展覽サレテ獎勵シテ
居リマシタケレドモ、ソレドコロデハ
ナイ、モツト日本ニ於テモ輸出對策ニ
付テノ考ヘ方ヲシテ、サウシテ失業者
ノ頭ノ良イ者、又「インテリ」ハ「イン
テリ」ノヤウナ所ヘ持ツテ行ツテ、地

ヲ來シハシナイカト思フノデアリマスガ、ソレハ一例テス、斯ウ云フヤウナテ居ツタヤウナ家庭ト會社トノ結ビキノヤウナコトモヤツタラドウカトモノデアリマス、唯色々ナコトヲ打リ打切りト云ツテ居リマシタガ、今ニハ農地調整法ナド出来テ、一人ガルヤウナ今日デアリマスカラ、尙更生業問題ト云フコトハ考ヘテヤラナケバナラヌダラウト思ヒマス、尙又先申シマシタ如ク、今度財產稅法案トノ定時ノ財產ト云フモノハ何ダカ今度預金問題テ御破算ニナツテ居ハシマカ、ドウ云フ法案ガ出ルカ知リマセケレドモ、此ノ關係ガ實ニ論理的ニヤ否ヤ、又公平ニ行クヤ否ヤト云コトハ大ニ注シナケレバナラヌ思フノデアリマス、此ノ間ノ預貯金變更ヲ禁ジタコトモ、銀行ガ土曜日ナルト、晝ハ休ミマスカラ丁度零時時ニヤツテ、明ル日ハ日曜デ、モウ開ニ合ハスト云フ所デ、ナカノ政府モアリマスガ、政府ノ方カラ云ヘバ、モ矢張リ土曜日ノ零時ニ發令シテ居ルノデ、誠ニ聲耳ニ水ト云フヤウナコモヒハ機敏ナ所デ發令シテ居リマス、今度モ矢張リ土曜日ノ零時ニ發令シテ居ルノデアリ

マスガ、國民ハ誠ニ當ヲ得ナイト云ア
ヤウナコトヲヤツテ居ルノデアリマ
ス、先程小坂君モ言ハレタ如ク政府モ
今ハ色々ナコトガ皆一ツ／＼變ツテ來
テ居ルガ是ハ時局已ムヲ得ズ變ルノデ
アルカラ仕方ガナインデアリマスガ、
國民ニハサウ云フ風ニハ響カナイ、ソ
レハ何トカシテ國民ガ批判的ニナツテ
各々人生觀ヲ持ツヤウニナツテ、眞
ノ「デモクラシー」ノ方ニ行クヤウナ
教育ヲシテ行カナケレバナラヌ、マア
當分ノ中ハ政府モ嘘ハ吐カネバナラ
ズ、國民モ不知不識ニ居ラナケレバ政
府ノ政治ガ出來ナイト云フ誠ニ情ケナ
イコトニナル次第アリマス、今度ノ
ハ不可抗力デ已ムヲ得ナイ、併シナガ
ラ今迄ノ消極的ナヤリ方、特ニ最モ消
極的ナ此ノ打切りト云フコトハ大變
ナ革命デアリマス、ドウカスウ云フ風
ナ非常ナ問題ヲ出抜ケニ、拔打チニシマ
テ、サウシテ一舉ニ議會ヲ通シテシマ
フト云フヤウナコトハ、誠ニ是ハ惡例
中ノ惡例ト考ヘルノデアリマスガ、ド
ウカ政府ニ於キマシテハ、今度ハ經濟
再建ヲシテ積極的ニナルノダカラ、斯
ウ云フヤウナ方面ハモウナイダラウト
思ヒマスケレドモ、出來ルダケ斯ウ云
フヤウナ拔打チハ御出ニラナイヤウニ
シテ、國民ヲシテ何時デモ後カラ俄然
トシテ吃驚スルヤウナコトノナイヤウ
ニシテ戴キタイ、今回キリニスクノ如
シテ、國民ヲシテ何時デモ後カラ俄然
トシテ吃驚スルヤウナコトノナイヤウ
サナイヤウニスルコトノ希望ヲ述べマ

シテ、サウシテ私ハ時局已ムヲ得ナイ
關係カラ不可抗力ト見マシテ、本法案
ニ付テハ賛成ヲ致ス次第アリマス
（拍手）
○議長（公爵徳川家正君） 討論ノ通告
者ハ終リマシタ、他ニ御發言モナケレ
バ是ヨリ採決ヲ致シマス、兩案全部ヲ
問題ニ供シマス、兩案全部原案通り
御異議ゴザイマセヌカ
○議長（公爵徳川家正君） 御異議ナイ
ト認メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家正君） 日程第一、
商工經濟會法を廢止する法律案、日程
第二、工業所有權法戰時特例を廢止す
る法律案、政府提出、衆議院送付、第
一讀會、是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト
爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長（公爵徳川家正君） 御異議ナイ
ト認メマス、星島商工大臣

商工經濟會法を廢止する法律案
右の政府提出案は本院において可決
した、因つて議院法第五十四條によ
り送付する

昭和二十一年八月十三日

衆議院議長 橋貝 誉三

貴族院議長公爵徳川家正殿

商工經濟會法を廢止する法律案
商工經濟會法は、これを廢止す

